

ID: 230

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	指定下水道工事店の指定の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第11条第2項及び第3項		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (指定下水道工事店の指定の取消し又は一時停止) 第11条 市長は、指定下水道工事店から指定下水道工事店としての営業を廃止する旨の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。 2 市長は、指定下水道工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は6月を超えない期間を定めてその指定を停止することができる。 (1) 下水道に関する法令、条例、規則等に違反したと市長が認めたとき。 (2) 業務に関し不誠実な行為等があることにより、市長が指定下水道工事店として不適切と認めたとき。 3 市長は、第9条第1項に定める指定の要件を欠くに至ったとき又は同条第2項第1号に定める欠格事項に該当したときは、指定下水道工事店としての指定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日